

平成 31 年 4 月 8 日

計算プログラム 修正点 (Ver.2.5.4 → Ver.2.6)

下記の修正を行いました。

【住宅版／気候風土適応住宅版／建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準】

<全般>

1. コージェネレーション設備の逆潮流が新たに計算可能となったことに伴い、計算結果の PDF について、次の通り、出力を変更しました。
 - 「1. 住宅／住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等」の「(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)」において、「太陽光発電等による削減量」を「発電設備の発電量のうち自家消費分」に項目名を変更しました。
 - 「1. 住宅／住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等」の「(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)」に、「コージェネレーション設備の売電量に係る控除量」を追加しました。「コージェネレーション設備の売電量に係る控除量」には、コージェネレーション設備によるガス消費量のうち売電分の電力を発電するために消費した一次エネルギー消費量が出力されます。
 - 「1. 住宅／住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等」において、「(5)判定」の「一次エネルギー消費量」および「(6)BEI」の「一次エネルギー消費量(その他除く)」に出力される値が、「発電設備の発電量のうち自家消費分」と「コージェネレーション設備の売電量に係る控除量」とを差し引いた値となります。
 - 「3. 参考値」の「(1)設計二次エネルギー消費量等(参考値)」に、「コージェネレーション設備の売電量に係るガス消費量の控除量」を追加しました。「コージェネレーション設備の売電量に係るガス消費量の控除量」には、コージェネレーション設備によるガス消費量のうち売電分の電力を発電するために消費したガス消費量が出力されます。
 - 「3. 参考値」の「(1)発電量・売電量(参考値)」において、「売電量」が「コージェネレーション」と「太陽光発電」とに分かれました。

<給湯設備>

2. プログラム内部において、消費電力量、ガス消費量および灯油消費量を1日毎に計算していたところを、1時間毎に計算するように変更しました。

<コージェネレーション設備>

3. PEFC（固体高分子形燃料電池）について、発電を開始する時刻と終了する時刻を電力需要から推定して計算する方法に変更しました。
4. コージェネレーション設備による発電量のうちの自家消費分が、給湯設備の消費電力量を考慮して計算されるようになりました。
5. 逆潮流の計算が新たに可能となりました。
 - プログラムの入力項目として、「逆潮流の評価（評価しない／評価する）」を追加しました。
 - コージェネレーション設備単体による逆潮流に加え、太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを併設する場合の両設備による逆潮流も計算が可能となりました。

<太陽光発電設備>

6. 太陽光発電設備による発電量の自家消費分が、給湯設備の消費電力量を考慮して計算されるようになりました。

<液体集熱式太陽熱利用設備>

7. プログラム内部において、補正集熱量および補機の消費電力量を1日毎に計算していたところを、1時間毎に計算するように変更しました。

<空気集熱式太陽熱利用設備>

8. プログラム内部において、補正集熱量および補機の消費電力量を1日毎に計算していたところを、1時間毎に計算するように変更しました。

9. 集熱した熱の給湯への利用において「利用しない」を選択した場合に、給湯設備において熱源機(給湯専用型)の種類を「電気ヒートポンプ給湯機(CO2冷媒)(太陽熱利用給湯設備を使用しないもの)」として計算するとエラーになる問題を修正しました。

<API>

10. 応答パラメータとして、次の項目が追加されました。

- E_S_h : エネルギー利用効率化設備による発電量のうちの自家消費分に係る一次エネルギー消費量の削減量[MJ/年]
- E_S_sell : コージェネレーション設備による売電量に係る一次エネルギー消費量の控除量[MJ/年]
- E_CG_sell : コージェネレーション設備による発電量の一次エネルギー換算[MJ/年]
- SE_G_CG_for_sell : コージェネレーション設備の売電量に係るガス消費量の控除量[MJ/年]

<XML>

11. コージェネレーション設備に関する算定方法の変更に伴い、以下の属性を追加しました。

- ReversePowerFlow : コージェネレーション機器の逆潮の評価に関する属性

以 上